2014 清水エスパルス応援定期預金 商品概要説明書

(株)清水銀行 (平成 26 年 2 月 28 日 現在)

	1		
1.取扱期間	平成 26 年 2 月 28 日(金) ~ 平成 26 年 4 月 30 日(水) お取扱期間中でも予定総額に達した場合にはお取扱いを終了させていただくこと がございます。		
2 . 商品名	2014 清水エスパルス応援定期預金		
3. 取扱予定総額	100 億円		
4.販売対象	個人のお客さま		
5.対象資金	期間中に新たにお預入れいただいた資金 期間中に満期到来する定期預金からの預け替えも 10 万円以上増額していただけれ ば、お預入れが可能です。		
6 . 預入期間	1年間(自動継続扱い、元加式または利払式)		
7. 預入単位	10 万円以上(1 円単位)		
8.預入方法	通帳式(総合口座通帳・定期預金通帳)に限定		
9.対象となる定期預金	自由金利型定期預金(M型) < 以下「スーパー定期」という > 1 年ものの自動継続扱いに準じた取扱いとなります。		
10.適用金利	本キャンペーン定期の適用金利は、お預入時のスーパー定期の店頭表示利率に +年0.10%上乗せとなります。 2014J1 リーグの清水エスパルスの最終順位に応じて、上記の金利にさらに金利を上乗せいたします。 「順位 内容		
	優 勝	<u>+年0.10%</u>	
	準優勝	<u>+年0.05%</u>	
	3位	<u>+年0.025%</u> 緊順位に応じた金利上乗せはありません。	
	2014J1 リーグにおいて清水エスパルスがホームゲームで1勝するごとに、上記の金利にさらに+年0.01%を上乗せいたします。 2014J1 リーグ清水エスパルスのホームゲーム全17試合が対象となります。 引分けの場合は、金利上乗せはありません。		
	通帳表示はお預入時のスーパー定期の店頭表示利率となります。 金利上乗せ期間は、お預入時から初回満期日までの当初預入期間のみとさせていた だきます。 満期日以後の適用金利は、書替継続時のスーパー定期(期間1年もの)の店頭表示 利率とさせていただきます。 中途解約の場合は当行所定の中途解約利率を適用いたします。		
1 1 . 利息	利払方法 ・満期日以後に一括してお支払いします。 計算方法 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割で計算します。 課税方法 ・20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)が適用されます。ただし、 マル優ご利用の場合は除きます。		

2014 清水エスパルス応援定期預金 商品概要説明書

(株)清水銀行

(平成26年2月28日 現在)

	(平成 26 年 2 月 28 日 現任)	
12. 手数料	不要です。	
13.金利の入手方法	店頭または当行ホームページでご確認いただけます。詳しくは窓口へお問い合わせく ださい。	
14.中途解約	当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じです)から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。 次のAまたはBのうちいずれか低い利率を満期日前解約利率とし、この利率がCを下回る場合は、Cを満期日前解約利率とします。 A.預入日(継続したときは最後の継続日)のスーパー定期1年ものの店頭表示利率×下記預入期間に応じた掛目 B.預入日から解約日までの預入期間に対応する預入日現在のスーパー定期の店頭表示利率に90%を乗じた利率ただし、預入期間が1ヵ月に満たない場合は、解約日における普通預金の利率とします。 C.解約日における普通預金の利率 〔預入期間に応じた掛目〕 6か月未満…解約日における普通預金の利率 6か月以上1年未満…預入日(継続したときは最後の継続日)のスーパー定期1年ものの店頭表示利率×50%上乗せレートは考慮しません。	
15.特記事項	 ・本キャンペーン定期は当行ATMでもお預入れいただけます。 ATMで定期預金をお預入れいただく場合は、通帳式2件目以降からのお取扱いとなります。初回1件目のお預入れは店頭のみのお取扱いとなります。 ATMで本キャンペーン定期をお預入れいただく場合は「スーパー定期1年」を選択してください。(お預入金額10万円以上であることが条件となります。元加式のみのお取扱いとなります。) ・本キャンペーン定期は預金保険制度の対象となります。預金保険制度では、お一人様あたり「決済用預金の全額」および「決済用預金以外の預金保険制度の対象となる預金等の元本1,000万円までとその利息」が保護の対象となります。 ・金利情勢等に伴い、今後予告なくキャンペーン内容の変更、継続または取扱いを中止する場合がございます。 ・総合口座通帳へお預入れいただいた定期預金は総合口座の担保とすることができます。 ・総合口座通帳へお預入れいただいた定期預金は総合口座の担保とすることができます。 ・経合口座通帳へお預入れいただいた定期預金は総合口座の担保とすることができます。 ・自体となる定期預金の合計額の90%(1,000円未満は切捨てます)または、300万円のうちいずれか少ない金額が当座貸越の範囲内となります。 貸越利率は担保となる定期預金の預入利率(上乗せ金利を考慮しないお預入時の店頭表示利率)に0.5%を加えた利率となります。 	
16.契約している 指定紛争解決機関	・一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772	